

# 米国の太陽光発電への投資

日本の投資家へ米国の税制について

**David Burton**

パートナー New York

August 6, 2019

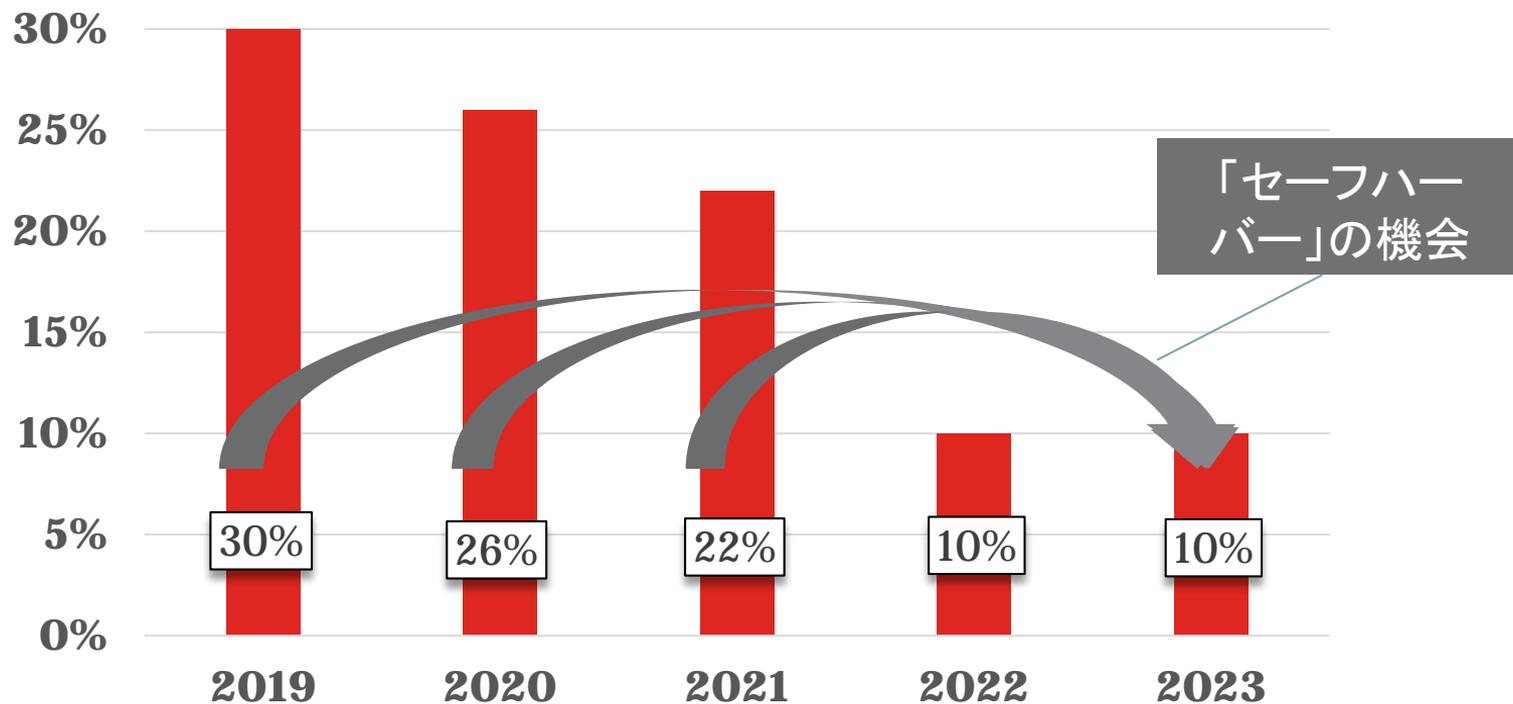
Tokyo



# 税額控除を通じた米国の主なクリーンエネルギー政策

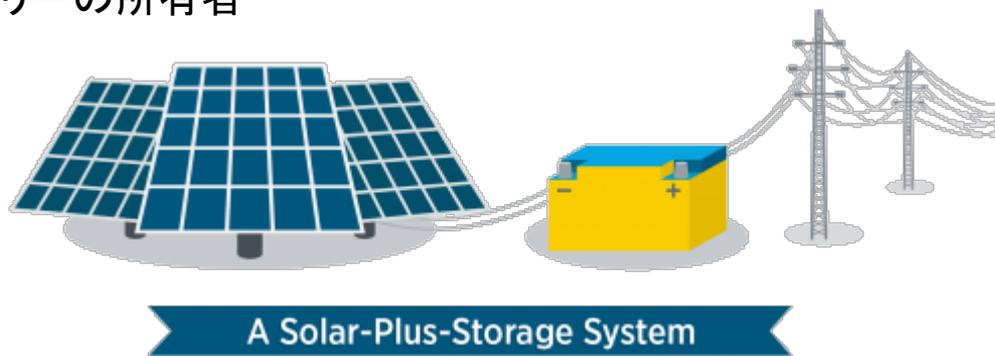
- 米国連邦政府は主に税額控除を通じてクリーンエネルギーを推進している
- 太陽光発電は30%の投資税額控除を受ける
  - 費用100万ドルのソーラープロジェクトは30万ドルの投資税額控除を得る
  - 投資税額控除はプロジェクト稼働1年目に有効
  - 投資税額控除は1年前の計上に含める、もしくは20年間繰り越しができる

# 太陽光発電税額控除が10%に減少



# ソーラー充電式バッテリーの税額控除

- ソーラーで75%以上充電されたバッテリーはソーラーと同じ投資税額控除の対象となる
- 既存システム改良型への投資の機会
- ソーラーシステムとバッテリーシステムは、投資税額控除の対象となるためにはバッテリーの所有者が同一でなければならない。



## 税法上の減価償却: 100%経費

- ソーラープロジェクトは、初年度は100%経費として計上できる
- 減価償却できる「基準」は、投資税額控除の半分の額を差し引いた額になる
- 100%の経費は財務諸表の目的に使用されるものではない(GAAPまたはIFRS)
- ボーナス減価償却のベネフィットは2023年に減少し始める

# 日本の投資家がタックスエクイティを活用する機会

米国の納税義務を  
軽減する

機器、サービスの  
配備

米国のプロジェクト  
投資との戦略的連  
携

## ソーラータックスベネフィットの例

- 例: プロジェクト費用100万ドル
  - 投資税額控除30万ドル
  - 減価償却の基準は100万ドルから税額控除の50%、つまり15万ドルを引いたものとなるため、85万ドルとなる
  - ボーナス減価償却税の恩恵としては、85万ドルに連邦法人税率21%を掛けたもの、つまり17万8,500ドルである
  - 初年度の連邦税のベネフィットは、30万ドル+17万8,500ドル=47万8,500ドルとなる

太陽光発電に対する連邦政府の税補助金は47.8%

# しかし、税額控除と減価償却の恩恵を受けることができる納税者は限られている

- 1980年代には、米国の多くの個人がブローカーに「タックス・シェルター」に投資するよう説得された
  - 米国内国歳入庁(IRS)は、これらの多くの「タックスシェルター」は機能しなかったと断定
  - 議会は、個人が税額控除と減価償却の恩恵を受けることを制限するために厳格な規則を可決
- 税額控除と減価償却は、収益性の高い銀行、保険会社、および上場企業だけが効率的に使用できる
  - プロジェクトからの税額控除の「供給」過多と「需要」過少を創出

## しかし、税額控除と減価償却の恩恵を受けることができる納税者は限られている(前ページ続き)

- 米国の子会社が税金を支払っている日本企業は、タックスエクイティ投資家になる可能性がある
- ほとんどの太陽光発電スポンサーは税額控除と減価償却を効率的に使用できない

解決策: タックスエクイティ投資の構造

# タックスエクイティ投資

- 連邦税額控除および減価償却は「売却」できない
- 税額控除と減価償却の恩恵を受けるには、通常、所有者または所有者のパートナーである必要がある。
- ほとんどのタックスエクイティ投資家はソーラービジネスにはいない
- 複雑な構造に発展したことで、タックスエクイティ投資家は所有者のパートナーになることはできてもオペレーションへの関わりは薄い
- タックスエクイティ電力システムソーラーリターン: 税引き後6.5%~8.5%
- タックスエクイティ屋根設置ソーラーリターン: 税引き後9%~12%超

## 主要なタックスエクイティ投資家

JP Morgan

US Bank

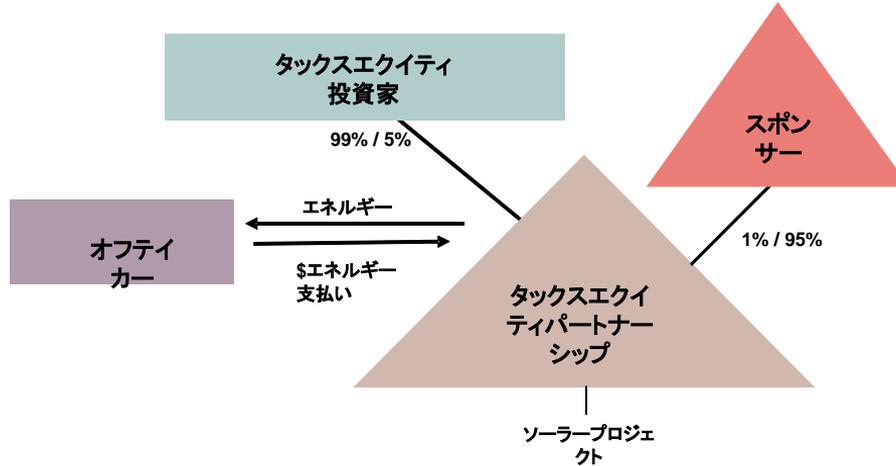
Wells Fargo

MUFG

Goldman Sachs

Berkshire Hathaway

# タックスエクイティ構造: パートナーシップフリップ



- プロジェクトは、スポンサーエクイティとタックスエクイティ、そして場合によっては借入金で賄われる
  - タックスエクイティ投資家は通常、プロジェクトFMVの約50%の先行投資を複数回に分けて行っている。プロジェクトが稼働される前に、タックスエクイティ投資家は総投資額の少なくとも20%を投資しなければならない。
- 3 • 現金は上記とは異なる割合で共有できる

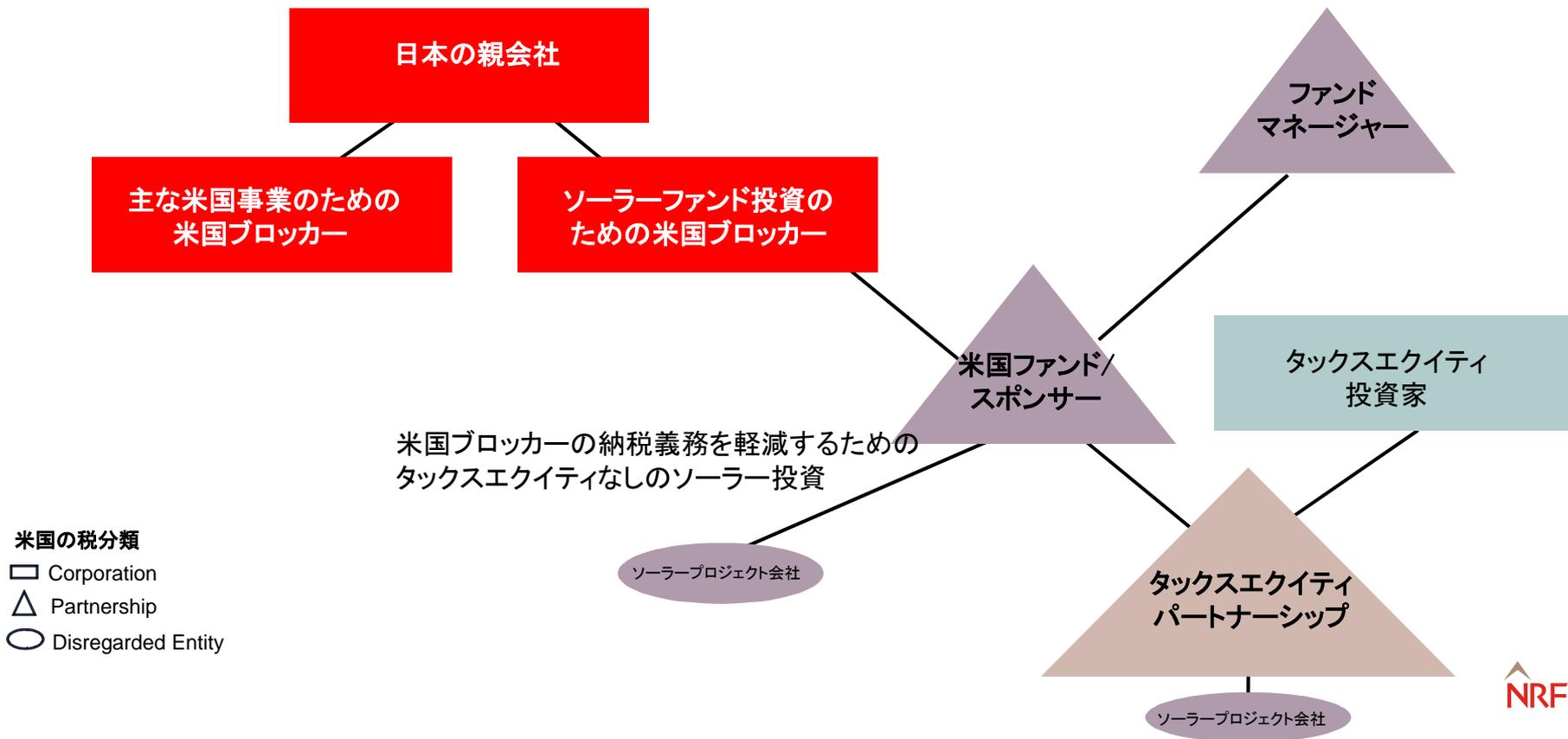
# 米国の太陽光発電における日本のスポンサーエクイティ投資家

- 米国外の投資家が米国の太陽光発電プロジェクトのエクイティを直接所有している場合、減価償却および税額控除の資格はなくなる。
- そのため日本の投資家は「ブロッカー」と呼ばれる米国企業を通じて投資する必要がある。
  - 米国の企業は通常デラウェア州またはネバダ州で設立される。
  - 法人として課税されることを選択するのは、米国の「有限責任会社」(LLC)である。
- ブロッカー会社は21%の米国連邦法人所得税と場合によっては州税を支払う。

## 日本の投資家が所有するブロッカーに対する米国の税務優遇

- ブロッカーが米国で多額の納税義務を負うようになった場合には、ソーラープロジェクトに直接投資するか、タックスエクイティでない投資家とのファンドを通じて投資することもできる。
- タックスエクイティの仕組みの中には、タックスエクイティ投資家が使用できるよりも多く米国の減価償却ができる場合がある。
  - 一部のタックスエクイティの仕組みでは、この超過減価償却は日本のスポンサー投資家が所有するブロッカーに割り当てることができる
- 米国の税務上の目的のために、ブロッカーは日本の親会社が行う他の米国事業と「統合」し、日本の親会社の米国全体での納税義務を軽減することができる。

# 米国のブロッカーの例: タックスエクイティの有無による



# 詳しくはこちらまで



## David Burton

パートナー New York  
Norton Rose Fulbright US LLP  
david.burton@nortonrosefulbright.com  
+1 212-318-3311

Davidはプロジェクトファイナンスとエネルギー取引に重点を置いて、米国の税務問題について幅広くクライアントに助言している。また、再生可能エネルギーファンドに関する特別な専門知識を用いて、プライベートエクイティファンドの税務面での仕組みや構造についてクライアントにアドバイスしている。Davidは税額控除やその他インセンティブの対象となる再生可能エネルギー資産の取得および資金調達のために、フリップ・パートナーシップ、セール・リースバック、パススルー・リースやその他の仕組みを用いた、税効率の高い取引の構築に関する豊富な経験を持っている。

キャリアの初期段階では、エネルギープロジェクトにおける世界有数の投資家の1つであるGE Energy Financial Services (GE EFS) のマネージングディレクターや上級税務顧問を務めていた。GE EFSでは、取引の構築から税金の会計処理、税務政策のイニシアチブの策定まで、世界のエネルギープロジェクトにおける210億ドルを超える税務上のすべてを監督した。GE EFSでの在職期間中、風力、太陽光、水力、バイオマス、地熱の各部門への投資は60億ドルに増加し、GE EFSは米国最大の税務上優位なエネルギー投資家となった。GE EFSに入社する前は、GE キャピタルの税務弁護士を務め、主に航空機や機器のリース、ならびに資金調達や資産の取得に注力していた。